

## はつらつルームが開室しました

町では、放課後における児童の安全な居場所を確保し、多様な学習・体験活動を通して豊かな人間性を育成することを目的として、放課後子供教室（はつらつルーム）を開室しています。

町内小学校の1～3年生の希望者を対象に、放課後に週2回、各小学校内で読書や外遊びを行っています。

5月からは新1年生も加わり、一小26名、二小10名で活動しています。

開室時は、新型コロナウイルス感染症予防のため、マスクの着用や手指消毒を実施するとともに、こまめな換気とソーシャルディスタンスの確保を行っています。



第一小学校 はつらつルームの様子



第二小学校 はつらつルームの様子

**問合せ** 教育委員会教育総務担当 ☎66・3111 内線306

## 産後健診を受診された産婦の方へ補助金を交付します！！

出産後まもない時期のお母さんの心と体の健康を保持し、その後の健やかな子育てにつなげていただくため、令和3年度より産後健診を受診された産婦の方へ補助金を交付します。お母さん自身の健康状態を把握するために産後健診を必ず受診しましょう。

### ◆対象となる方

申請日に長瀬町に住所を有し、おおむね産後1か月までに医療機関等で実施する健診を受診した方

### ◆補助金の額

産婦1人につき1回を限度とし、上限5,000円を補助します。(健診に係る費用の額が5,000円未満の場合は、健診に係る費用の額)

### ◆手続きについて

産後健診を受診後、6か月以内に長瀬町産後健診補

助金交付申請書兼請求書に下記書類を添付の上、健康福祉課健康担当までご提出ください。書類の内容を審査後、補助金の交付の可否を長瀬町産後健診補助金交付（不交付）決定通知書にて通知します。

### ◆添付書類

- ①産後健診を受診した医療機関等が発行した産後健診の費用を支払ったことがわかる書類
- ②産後健診を受診した日及びその結果が記載されている母子健康手帳の写し又は産後健診の結果を確認することができる書類
- ③補助金の振込を希望する金融機関の口座名義人及び口座番号がわかるものの写し

ご不明な点等ございましたら、ご連絡ください。

**問合せ** 健康福祉課健康担当 ☎66・3111 内線132・133 FAX 66・3564

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の支給について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別給付金を支給します。

### ・給付金の対象となる方

- ① 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者（申請不要）
- ② ①のほか、対象児童（令和3年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満）※）の養育者であって、以下のいずれかに該当する者（要申請）  
※令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象  
・令和3年度分の住民税均等割が非課税である者  
・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（家計急変者）

・給付額 児童1人あたり一律5万円

・支給時期 7月中旬以降

### ・給付を受ける手続き

- ・①の方 申請不要です。通知を発送しますのでご確認ください。
- ・②の方 申請方法、申請期間は町HPにてお知らせしますので、ご確認ください。

**問合せ** 健康福祉課福祉担当 ☎66・3111 内線134